

安全保障理事会決議 1821 (2008)

2008年6月27日、安全保障理事会第5026回会合にて採択

安全保障理事会は、

2008年6月16日の国際連合兵力引離し監視軍に関する事務総長の報告書(S/2008/390)を審議し、そして2000年7月17日の安保理決議1308(2000)を再確認し、

1. 関係する当事者に対し、ただちに1973年10月22日の安保理決議338(1973)を履行するよう求める。
2. 性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策を履行し、そして国際連合行動規範にその要員が完全に遵守することを確保する、国際連合兵力引離し監視軍による努力を歓迎し、事務総長に対し、この点についてのすべての必要な行動をとること、そして安全保障理事会に報告を継続することを要請し、兵力提供国に対し、そのような行動が適正に調査され、自国要員が関与した事件については処罰されることを確保するために予防的そして道徳的行動を講じることを促す。
3. 国際連合兵力引離し監視軍の職務権限を、6か月間、すなわち2008年12月31日まで更新することを決定する。
4. 事務総長に対し、この期間の最後に、事態の発展および決議338(1973)を履行するために講じられた措置について、報告書を提出するよう要請する。